

資料 4

豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準の改正について（案）

平成 16 年 11 月 4 日

農林水産省

1 改正の趣旨

豆乳類の日本農林規格（昭和 56 年 11 月 16 日農林水産省告示第 1800 号）の見直しに伴い、豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1684 号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準について、

- (1) 豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料を「豆乳類」として、題名を「豆乳類品質表示基準」に変更すること
 - (2) 調製豆乳及び豆乳飲料の定義から製造実績のない「調味料を加えない大豆豆乳液、調製豆乳液等」を削除すること
- 等の改正を行う。

豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準の改正概要

- 題名、趣旨及び定義の変更

(題名)

改 正 案	現 行
<u>豆乳類品質表示基準</u>	<u>豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準</u>

(趣旨)

改 正 案	現 行
<u>豆乳類（豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料であって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</u>	<u>豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料（容器に入れ、又は包装されたものに限る）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</u>

(定義)

[JAS規格の定義（大豆たん白飲料を除く。）と同様の変更。]

(改正理由)

- 豆乳類のJAS規格において、豆乳類には、豆乳、調製豆乳、豆乳飲料及び大豆たん白飲料の4品種があったが、今回の見直しで、製造実績の全くない大豆たん白飲料の定義を削除することから、豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料の3品種を総称したものが「豆乳類」となるため、「豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準」も整合化を図り、「豆乳類品質表示基準」に変更する。
- 製造実績がない調製豆乳及び豆乳飲料の「調味料を加えない大豆豆乳液、調製豆乳液等」の規定は不要であるため、削除する。

改 正 案	現 行																		
<p><u>豆乳類品質表示基準</u> (趣旨)</p> <p>第1条 豆乳類（豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料であつて、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるものほか、この基準の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 豆</th> <th>語 乳</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豆</td> <td>乳 [略]</td> <td>次に掲げるものをいう。 〔削る。〕 1 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 3 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>豆 乳 飲 料</p> <p>次に掲げるものをいう。 〔削る。〕 1 [略] 2 [略] 3 [略]</p>	用 豆	語 乳	定 義	豆	乳 [略]	次に掲げるものをいう。 〔削る。〕 1 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 3 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの	<p>豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準 (趣旨)</p> <p>第1条 豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるものほか、この基準の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 豆</th> <th>語 乳</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豆</td> <td>乳 [略]</td> <td>大豆（粉末状のもの及び脱脂したもの）を除く。以下同じ。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られた乳状の飲料（以下「大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が8%以上のものをいう。</td> </tr> <tr> <td>調 製 豆</td> <td>豆 乳</td> <td>次に掲げるものをいう。 1 大豆豆乳液であつて大豆固形分が6%以上8%未満のもの 2 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 3 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの</td> </tr> <tr> <td>豆 乳</td> <td>飲 料</td> <td>次に掲げるものをいう。 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液であつて大豆固形分が4%以上6%未満のもの 1 調製脱脂大豆豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたものの又は大豆を原料とした粉末状植物性たん白のうち纖維質を除去して得られたものをいう。以下同じ。）を加えた乳状の飲料（調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下「調製粉末大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が4%以上のものが4%以上のもの 2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液と果実の搾汁（果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したもの）を含む。以下同じ。）野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあっては果実の搾汁の製品に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあっては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌</td> </tr> </tbody> </table>	用 豆	語 乳	定 義	豆	乳 [略]	大豆（粉末状のもの及び脱脂したもの）を除く。以下同じ。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られた乳状の飲料（以下「大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が8%以上のものをいう。	調 製 豆	豆 乳	次に掲げるものをいう。 1 大豆豆乳液であつて大豆固形分が6%以上8%未満のもの 2 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 3 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの	豆 乳	飲 料	次に掲げるものをいう。 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液であつて大豆固形分が4%以上6%未満のもの 1 調製脱脂大豆豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたものの又は大豆を原料とした粉末状植物性たん白のうち纖維質を除去して得られたものをいう。以下同じ。）を加えた乳状の飲料（調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下「調製粉末大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が4%以上のものが4%以上のもの 2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液と果実の搾汁（果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したもの）を含む。以下同じ。）野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあっては果実の搾汁の製品に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあっては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌
用 豆	語 乳	定 義																	
豆	乳 [略]	次に掲げるものをいう。 〔削る。〕 1 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 2 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 3 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの																	
用 豆	語 乳	定 義																	
豆	乳 [略]	大豆（粉末状のもの及び脱脂したもの）を除く。以下同じ。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られた乳状の飲料（以下「大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が8%以上のものをいう。																	
調 製 豆	豆 乳	次に掲げるものをいう。 1 大豆豆乳液であつて大豆固形分が6%以上8%未満のもの 2 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油脂及び糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの 3 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が6%以上のもの																	
豆 乳	飲 料	次に掲げるものをいう。 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液であつて大豆固形分が4%以上6%未満のもの 1 調製脱脂大豆豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたものの又は大豆を原料とした粉末状植物性たん白のうち纖維質を除去して得られたものをいう。以下同じ。）を加えた乳状の飲料（調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下「調製粉末大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が4%以上のものが4%以上のもの 2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液と果実の搾汁（果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したもの）を含む。以下同じ。）野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあっては果実の搾汁の製品に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあっては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌																	

88

飲料でないものに限る。) であつて大豆固形分が 4 %以上(果実の搾汁の製品に占める重量の割合が 5 %以上10 %未満のものにあつては2 %以上の)もの

(一括表示事項)

第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をい。以下同じ。)が豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、大豆固形分とする。

2 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 [略]

(1) [略]

(2) [略]

(3) 原材料名
[略]

(7) [略]

第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をい。以下同じ。)が豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条各号に掲げるもののほか、大豆固形分とする。

2 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 名称、大豆固形分、原材料名及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかるわらず、豆乳にあつては「豆乳」と、調製豆乳にあつては「調製豆乳」と、豆乳飲料にあつては「豆乳飲料」と記載すること。

(2) 大豆固形分
ペーセントの単位で整数値をもつて単位を明記して記載すること。ただし、豆乳(大豆固形分が8%以上のものに限る。)にあつては「8 %以上」と、調製豆乳(大豆固形分が6 %以上のものに限る。)にあつては「6 %以上」と、豆乳飲料(大豆固形分が4 %以上のものに限る。)にあつては「4 %以上」(豆乳飲料であつて果実の搾汁の割合が5 %以上のもの(大豆固形分が2 %以上のものに限る。)にあつては、「2 %以上」と記載することができる。)

(3) 原材料名
加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかるわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それそれ及び並びに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。

(7) 「大豆」、「脱脂加工大豆」、「粉末大豆たん白」、「大豆油」、「食塩」、「みかん果汁」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載する事ができる。

(1) 糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖ぶどう糖液糖、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「高果糖液糖ぶどう糖液糖」、「果糖・果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖・ぶどう糖液糖」、「砂糖・ぶどう糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(1) 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、(1)の規定にかかるわらず、「糖類」の文字の次に、括弧を付けて、「砂糖、ぶどう糖液糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(1) 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、(1)の規定にかかるわらず、「砂糖類」又は「砂糖類」の文字の次に、括弧を付けて、「砂糖、ぶどう糖液糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号本及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号が括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(4) [略]

2 [略]

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 [略]

(表示禁止事項)
第6条 [略]

液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第5条第1項第1号本及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号が括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(4) 使用上の注意

〔開缶後はガラス等の容器に移しかえること〕等と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「一括表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、大豆固形分、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。
(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一された活字で、豆乳にあっては「豆乳」の用語、調製豆乳にあっては「調製豆乳」の用語、豆乳飲料にあっては「豆乳飲料」の用語（粉末大豆たん白を加えたものにあっては、「豆乳飲料」の用語及び粉末大豆たん白を加えた旨）を表示しなければならない。ただし、商品名にこれら用語を使用している場合は、この限りでない。
(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。
(1) 「天然」、「自然」の用語
(2) 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語
(3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語